

令和6年度 松田町教育基本方針

はじめに

松田町民憲章

- 恵まれた水と緑を大切にし、うるおいのあるまちをつくります。
- 豊かな人間性を育み、文化の香り高いまちをつくります。
- 健康な心とからだをきたえ、活力にあふれるまちをつくります。
- 郷土を愛し、平和に満ちた心のかよいあうまちをつくります。
- 互いに助け合い、愛の輪が広がるまちをつくります。

平成元年5月15日制定

松田まちづくり

【松田町第6次総合計画（令和元年度～令和8年度）】

○将来像

『いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷
～笑顔あふれる幸せのまち 松田～』

○政策の大綱（6つの柱）

- 1 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち（健康・福祉）
- 2 質の高い学びで時代の担い手と文化を育むまち（教育・文化）
- 3 賑わいと雇用を生み出し、働きがいとを育むまち（経済・産業）
- 4 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち（暮らし・基盤）
- 5 自然と共生し、安全・安心な環境を育むまち（自然・環境）
- 6 みんなで協力し、みんなの力を育むまち（実現手段）

松田町教育大綱

～ 質の高い学びで次代の担い手と文化を育む ～

【教育の基本指針】質の高い学びで次代の担い手と文化を育む

松田町は、自然や歴史、文化など豊富な資源を活かし、いつでも、どこでも、だれもが安全かつ安心して学べる環境づくりと質の高い教育の推進を図り、生涯にわたり、夢と希望をもち、主体的に自らの人生や未来を拓き、地域や国際社会の発展に貢献できる次代の担い手と、松田町への誇りや愛着を高め、伝統と文化を尊重し、豊かな地域文化を継承・発展・創造していくことができる人材を育成します。

○持続可能な開発目標（SDGs^{※1}）

「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念を大切にし、すべての町民に質の高い学びや体験の機会を確保し、生涯学習を促進します。

※1 SDGs…国際サミットにおいて、国際社会全体の目標とされた「持続可能な開発目標」

【施策の基本指針】

松田町第6次総合計画に基づき、次の施策を推進します。

1 幼児教育と学校教育

一人ひとりが自分のよさを認識し、自らの可能性を最大限発揮できるよう、よりよい社会と豊かな人生を切り拓いていく力<自立・創造・共生>をもった人材を育成します。

「自立」・・・様々社会的変化を乗り越え、たくましく生き抜く力

「創造」・・・ねばり強く取り組み、新たな価値を見出す力

「共生」・・・多様な人々と協働しながら社会の一員として心豊かに共に生きる力

- 確かな学力の育成
- 豊かな心や創造性の涵養
- 健やかな心身の育成

2 青少年健全育成

青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを推進します。

- 家庭・学校・地域の連携の推進
- 青少年育成活動の充実

3 生涯学習

町民一人ひとりの生きがいや心の豊かさを目指し、いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたって学ぶことができるよう学習機会の充実、学習の場の整備を推進します。

- 特色のある生涯学習事業の推進
- 生涯学習環境の整備と充実

4 地域文化の創造

歴史・文化・風土に誇りと愛着を持ち、次代に継承されるふるさとづくりを推進します。

- 文化芸術活動の推進
- 文化財、伝統技能等の保存と伝承の支援
- 地域文化の創造

5 スポーツ・レクリエーション

いつでも、どこでも、だれもが気軽に楽しみながら、世代を超えた町民同士が交流できるスポーツ・レクリエーション活動の場の普及と環境整備の充実を図ります。

- スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境づくり
- スポーツ・レクリエーションによる地域コミュニティの活性化
- 指導者の養成

学校教育基本方針

**「子どもが真ん中！子どもたちは、地域の宝、地域の未来！」
～すべての子どもたちの成長とウェルビーイングのために！～**

町民憲章の精神を活かし、町づくりの政策大綱及び教育大綱に沿って、知・徳・体の調和のとれた、たくましく生きる力をもった人材を育成する。

一人ひとりの幼児・児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力の育成を図る。

「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育む。

◎ 幼稚園教育要領及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の着実な実施と教育実践の充実を図る。

- 1 保育園・幼稚園・小学校・中学校の学びの連続性を捉えた一貫教育を推進するとともに、特色ある教育課程を編成し、自ら学び考える力を身につける人材を育成する。
- 2 社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的な知識・技能や実践力を会得しようとする人材を育成する。
- 3 家庭、学校、地域教育力の向上を図るとともに、相互の連携を強化し、地域に生きる社会性に富む人材を育成する。
- 4 地域を活かし、体験活動を重視して、心豊かな人材を育成する。
- 5 国際化・情報化・価値観の多様化、社会の変化等に対応し、生涯にわたって自ら学ぶ意欲のある人材を育成する。

学校教育の重点

1 幼稚園教育の充実（★は特に重点とする項目）

町立二幼稚園の相互の連携を密にし、生涯にわたる「人格形成の基礎」を育成する幼児教育のために、よりよい教育環境の創造に努める。開かれた幼稚園として、成果や課題を保護者や地域の人々と共有し、幼児の主体的な活動を促し、心身の調和のとれた発達の基礎を培い、個に応じた教育を進める。

（1）「5領域^{※2}」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿^{※3}」

幼児の心情、意欲、態度の育成のために、各領域をとおしてその具体的な指導方法を研究する。また、指導を行う際に、10の姿を考慮する。



（2）遊びをとおしての学びの育成 ★

幼児の自発的な活動としての遊びをとおして、心身の調和のとれた発達と学びの基礎を培う。



（3）個に応じた保育

幼児一人ひとりの発達に即した保育を行う。



（4）家庭との連携

家庭との連携を密にし、基本的な生活習慣の育成にあたっては、幼児の自立心を大切にし、その育成に努める。



（5）道徳性の育成

仲間との関わり合いの中で、他者の存在に気づき、相手の気持ちを考えるなどの道徳性・規範意識の芽生えを大切にされた指導を行う。



（6）幼稚園・小学校・中学校の一貫教育 ★

幼稚園・小学校・中学校の連携・接続を図り、一人ひとりの子どもたちに対して継続した指導・支援をし、小学校への滑らかなつながりを築く。



（7）豊かな体験活動の重視

豊かな体験活動を積み重ねることにより知的好奇心の発達を促し、幼児が直接的な感覚で確かめる態度の育成に努める。



※2 「5領域」…幼稚園における教育目標として定められているもの。

①心身の健康に関する領域「健康」 ②人とかかわりに関する領域「人間関係」 ③身近な環境とかかわりに関する領域「環境」
④言葉の獲得に関する領域「言葉」 ⑤感性と表現に関する領域「表現」

※3 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」…5領域にある資質・能力といった育みたい子どもの姿を、より具体的に示したもの。

①健康な心と体 ②自立心 ③共同性 ④道徳性 ⑤規範意識の芽生え ⑥社会生活と関わり ⑦思考力の芽生え
⑧自然とかかわり・生命尊重 ⑨数量・図形、文字等への関心・感覚・言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

(8) 安全防災・防犯対策教育の充実

交通安全や災害防止等に対する安全指導を図るとともに、防犯や事故防止への意識向上に努める。



2 小学校・中学校教育の充実（★は特に重点とする項目）

教育基本法等で示されている教育の基本理念を踏まえ、また、現在の子どもたちに対しての課題への対応という視点から「生きる力」という理念を共有し、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力の向上を目指していく。変化の激しいこれからの社会を生きていくうえで必要な「資質・能力」を身につけさせていくためによりよい授業のあり方等を追究するとともに、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を図っていく。また、家庭や地域との連携をより一層進め、学習習慣の確立や生活習慣の改善等に共に取り組んでいく。

(1) 小学校・中学校の基本方針

①人権の尊重 ★

人間尊重の精神を基盤とし、子ども一人ひとりをかけがえない存在として大切にしていく。あらゆる差別、いじめ、体罰等を許さない教育環境を築いていく。



②インクルーシブ教育の推進 ★

障害のある子どももいない子どもも、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、「共生社会」の実現に向けた教育環境を構築する。



③学年、学級経営

学校教育目標の実現に向けた学年、学級経営の充実に努める。



④教育課程

学習指導要領の趣旨に沿った教育課程を編成し、必要な授業時数を確保しながら計画的に実践する。



⑤ICT機器・タブレット端末の日常的な活用による授業

各教科等学習場面でのICT機器の使用については、子どもたちの理解や思考を育むために活用するとともに、多様な考えにふれられたり、様々な体験をつむ機会を増やしたりするために遠隔教育を推進していく。



⑥資質・能力の育成 ★

基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力の向上を図るため、わかりやすい授業づくりやカリキュラム編成を行う。



⑦教職員研修

学習指導や学級経営に資するとともに、児童・生徒の理解や指導等の今日的な課題に対応できるように、教職員の研修体制の充実を図る。



⑧安全防災・防犯対策教育の充実

交通安全や災害防止等に対する安全指導の徹底と防犯や事故防止への意識向上に努める。



⑨家庭、学校、地域の連携

家庭や地域社会との連携を図り、「社会に開かれた教育課程」の実現に努める。



⑩幼稚園・小学校・中学校の一貫教育 ★

幼稚園・小学校・中学校の「学びのつながり」を踏まえた教育課程の編成をするとともに、個に応じた継続的な指導・支援をし、進路先への滑らかなつながりに努める。



(2) 教育内容の柱

①人権教育 ★

人間尊重の精神を基盤とし、一人ひとりがあらゆる差別、いじめ等を許さない人間に育つよう、全教育活動の中で人権教育の推進に努める。



②支援教育

適正な教育支援や教育相談体制を充実させ、個に応じた支援の充実を図る。また、障害の有無に関わらず、できるだけ同じ空間で共に学び共に育つ「インクルーシブ教育」を推進し、必要に応じてそのための環境整備に努める。



③道徳教育

授業を道徳教育の時間を要とし、学校の全教育活動を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うよう努める。



④教科等の学習 ★

子ども一人ひとりの見取りを基にした「分かる授業」への一層の推進を図る。基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく行う。学びに向かう力の向上を図るため授業の展開等を工夫するとともに、学習習慣の定着について家庭への啓発に努める。



⑤安全防災・防犯教育

災害等に対する学習と災害発生時の対応等の訓練を行うことで、災害が起こった際に適切に行動できる心構えや行動を身に付ける。また、安全防災や防犯に関する環境等の整備に努める。



⑥健康教育・食育指導

健康の保持増進や薬物乱用防止、正しい疾病への理解、望ましい食習慣を身につけるため、学校や地域の実態に即し、全教育活動をとおして健康や食育の指導の充実に努める。



⑦外国語教育 ★

国際社会の一員として、世界の人々と心を開いて交流できる人間を育てるため小・中学校及び幼稚園にALTを派遣し、外国語教育の充実に努める。



⑧情報教育 ★

情報化社会に対応できるよう、教育活動をとおして、ICT機器を活用していくとともに、情報モラル等のメディアリテラシーについても指導の充実に努める。



⑨キャリア教育・進路指導

将来の生き方の多様性、多様な進路選択の可能性についての理解を深めながら社会や職業を自ら体験してキャリアを重ね、進路を主体的に捉えられるよう、キャリア教育・進路指導の充実に努める。



⑩環境教育

身近な環境から出発し、地球環境やSDGsの視点に立った環境教育を全教育活動の中で推進する。



⑪体験活動

読書やものづくり、集団遊び、自然とのふれあい、人とのふれあい等さまざまな体験を教育活動の中に取り入れ、心豊かに生きていく基盤を醸成していく。



⑫読書活動 ★

読書をとおして語彙や知識を広げ、読解力を育むとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力や人間性を豊かにする。



(3) 児童・生徒指導に関する取組

①児童・生徒理解

児童・生徒理解を基盤とし、一人ひとりの個性を伸ばしながら、自己実現を図るための適切な指導・支援の充実を図る。また、体罰による指導は絶対に行わない。



②いじめ・暴力行為等防止 ★

いじめ・暴力行為などの問題行動を未然に防止、早期に発見できるような指導相談体制を構築する。そのために日ごろから子どもへのアセスメントに努める。課題が生じた場合の対応にあたっては、家庭や地域、関係諸機関と連携し、チームとして対応する。



③不登校児童・生徒への対応 ★

児童・生徒の不登校の未然防止のために学校の教育相談体制を確立させ、教育相談の充実努める。また必要に応じて、松田町教育支援センターや相談機関等、関係機関と連携し、個々の子どもへのニーズに応じて、適切な学習の場の確保に努める。



④薬物乱用防止教育

薬物に対する正しい知識をもち、誘いには毅然と断ることができるよう、外部講師を活用した薬物乱用防止教室を中心に全教育活動をとおして積極的な推進を図る。



⑤保護者・地域との連携 ★

児童・生徒や保護者、多くの地域の方々が、学校教育の様々な場面で関わり、認め合う中で、互いのつながりを深める。児童・生徒は、地域の方との関わりの中で多様な考えを学び、社会性を身に付ける。自分の役割を果たすことで自己肯定感や自己有用感を高める。

